

## 第74号議案

### 特定事業契約の締結及び財産の処分について

次のとおり特定事業契約を締結すること及び財産を処分することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山 中 健

### 記

#### 1 特定事業契約の締結

- (1) 契約の目的 高浜町1番住宅等大規模集約事業
- (2) 事業場所 芦屋市高浜町1番
- (3) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (4) 契約金額 金5,721,084,000円
- (5) 契約の相手方 ア 大阪市北区中之島三丁目3番3号（中之島三井ビルディング）

- 東レ建設株式会社  
代表取締役社長 富山 元行
- イ 大阪府中央区南本町二丁目6番12号サンマリオン  
NBFタワー  
株式会社石本建築事務所大阪支所  
執行役員支所長 小林 務
- ウ 西宮市戸田町5番16号  
平田建築設計株式会社  
代表取締役 平田 裕之
- エ 西宮市高松町20番21号  
株式会社松田組  
代表取締役社長 松田 隆
- オ 大阪府北区中之島三丁目3番3号(中之島三井ビルディング)  
東洋コミュニティサービス株式会社  
代表取締役社長 舟津 貞之
- カ 大阪府北区中之島六丁目2番27号  
関電不動産株式会社  
代表取締役社長 中森 朝明

## 2 財産の処分

### (1) 物件の表示

- ア 南宮町市営住宅  
所在地 芦屋市南宮町163番18
- (ア) 土地  
地目 宅地  
地積 1,933.47㎡
- (イ) 建物  
構造 鉄筋コンクリート造  
規模 3階建3棟  
延床面積 1,881.72㎡
- イ 浜町市営住宅  
所在地 芦屋市浜町147番2

- (7) 土地  
地目 宅地  
地積 4,851.79㎡
- (イ) 建物  
構造 鉄筋コンクリート造  
規模 4階建3棟, 3階建2棟  
延床面積 5,167.87㎡
- (2) 契約の目的 高浜町1番住宅等大規模集約事業において建替え対象となる市営住宅の土地及び建物を処分するため。
- (3) 契約金額 金1,464,756,123円  
(内訳)  
ア 南宮町市営住宅 金310,515,282円  
イ 浜町市営住宅 金1,154,240,841円  
(上記金額は, 特定事業契約締結時点で公表されている最新の相続税路線価と, 土地の引渡し時点で公表されている最新の相続税路線価との変動率が3%の範囲を超える場合は, 変動率の絶対値から3%を控除した割合を乗じた金額を加算又は減算して補正する。)
- (4) 契約の相手方 大阪市北区中之島六丁目2番27号  
関電不動産株式会社  
代表取締役社長 中森 朝明

参 照

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抜粋

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抜粋

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の左欄(原文では上欄)に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表右欄(原文では下欄)に定める金額を下らないこととする。

	千円	
法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000	
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)	300,000
	市(指定都市を除く。)	150,000
	町村	50,000